

<ウェブサイト公開・委員配布用>

令和4年度第1回東大阪市社会福祉審議会児童福祉専門分科会 議事要旨

日 時	令和4年6月3日（金） 15時～17時
場 所	総合庁舎18階大会議室
出席者	（社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員） 井上寿美、中川千恵美、山田祥隆、松川啓子、好川智也、山本朗 （事務局） 子どもすこやか部 川西・川東、子育て支援室 本家、子ども家庭課 増井 子ども見守り相談センター 高品、保育室 赤穂、児童相談所準備室 高橋
議 題	1. 東大阪市ひとり親家庭の生活に関するアンケート調査票案について 2. 新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画の策定について
議事内容	（開会） （会長挨拶） （新任委員挨拶） 【東大阪市ひとり親家庭の生活に関するアンケート調査票案について】 ○事務局 <u>次期計画策定スケジュールについて</u> 子どもの生活実態調査のアンケートの配布回収：2月末～3月（実施済） ひとり親の調査令和：令和4年7月頃 パブリックコメントの募集：令和4年12月～令和5年1月頃 社会福祉審議会への報告：令和5年2月 計画策定：令和5年3月 <u>子どもの生活実態調査のアンケートの集計の速報について</u> 前回調査に比べ回収率は約1～5%上昇（子ども約33%、16・17歳約23%、保護者約34%） ウェブによる回答は全体の約30% <u>ひとり親家庭の生活に関するアンケートの調査概要について</u> 調査客体：児童扶養手当を受給している保護者 アンケート回収方法：児童扶養手当の現況調査と併せてアンケートのウェブ

サイトの案内を郵送で配布/ウェブ回収

現況調査の会場では一部紙回収

ひとり親家庭の生活に関するアンケートの調査概要について

属性、就労状況、生活状況、養育費、子育て、新型コロナウイルスによる影響について

○会長

ご説明ありがとうございます。こういう文言や、こういう点はどうなのかという点も含めて皆様のご疑問やご意見を頂けたらと思います。

○委員

問の24で選択肢の6番が、「保育所、幼稚園、学校」だけなので、子ども園に行かれている方もいるので「など」が入っていた方がいい。問の25で、SNSがFacebookとLINEとなっているのですが、TikTokとか方が馴染みがあるのではないかと思いますので、追記するか差し替えてもよいのではと思います。問の32で、新型コロナでしんどい事がたくさんあったらろうということでそのような選択肢が並んでいるのですが、「その他」の選択肢はあるのですが、これだけマイナスな選択肢が並んでいて、「その他」にプラスの回答は書きにくいと思いますので、新型コロナウイルスは最悪だったというようなことを再確認するだけではなく、何か前向きなことを感じる事がなかったかというような項目をいれたらどうかと思いました。

○事務局

文言については修正いたします。問32についてですが、事務局で検討させていただきたいと思います。

○会長

SNSはTikTokやInstagramなどが多いように思うので修正していただいてもいいのかもしれませんが。子ども園のところも修正していただけたらと思います。問19で感じるか感じないかの二択のほうがすっきりするんですが、わからないやどちらともいえないという選択肢があった方が回答しやすいと思いますので、追加してみてもどうかと個人的には思っております。その他はいかがでしょうか。

○委員

問25、26、27で、の回答の選択肢で「よくあった」と「全くなかった」の間の、「ときどきあった」と「まれにあった」の差はわかりにくいのですが、こういう文言が一般的なのでしょうか。

○事務局

問26、27については、3月の子供の生活実態調査の保護者向けアンケートと、同じにしております。これについては、子どもへの調査の国のひな型を参照していますので、国が示している例が、このような表現になっております。

○会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

問22での相談窓口を皆さんがそんなに知っているのかわからないので、どのような相談ができるのかとか或いは電話番号など記載できたら、アンケートに回答した人が相談したいときに使えるかもしれないと思った。

○会長

紙を一枚同封して、相談機関の電話番号などの案内があると、利用する皆様に知っていただけたと思います。ウェブサイトのURLとか二次元バーコードなどを読み込んでもらう方法もよいと思う。問25の選択肢の5ですが、「インターネット上の2チャンネル」ではなくて「5チャンネル」なのですが正しいのか。

○事務局

2チャンネルも5チャンネルも両方あります。

○委員

養育費の項目が前回より減っているが、減らした理由があるのであれば教えていただきたい。

○事務局

子ども家庭課で養育費に関する支援制度を始めているので、今回は設問から削り、設問数が多くなりすぎないようにした。

○会長

前回の令和2年のアンケートは、現況調査の会場で実施したのか。

○事務局

今回は会場のみで調査をしたので、回答も100件弱ほどと少なく、聞き取り調査のような形で実施した。今回はウェブ回答を追加しているのもう少し多くの回答がいただけると思っている。

○会長

先日の生活実態調査の保護者のウェブ回答が案外少ないが、その辺は事務局としてはどのようにお考えですか。

○事務局

思ったよりウェブ回答が少なかったという印象はある。今回、当初ウェブだけで実施しようかと考えていた時もあったが、回収率を上げるために、現況調査の会場でもあわせて実施し、会場で多くの方に回答いただけるように働きかけていきたいと考えてる。

○委員

このアンケートは会場に来られた方にも直接聞くという形なんですか。対象者が4500名いて、郵送で送るというかたちですか。

○事務局

二次元バーコードを記載したチラシを児扶手の現況届の郵送物の中に同封し、回答してもらってない方には、現況届提出の会場でのアンケート答えていただく。

○委員

それでしたら、まだ回収できる可能性はあるかもしれないですね。

○委員

回答フォームになったときに問23は嫌になるかもしれないなと思います。

○事務局

一文くらいで済むくらいにした方がいいかもしれない。

○委員

これを通して、制度や相談窓口などの説明もしているのだと思いますが、回答方法考えたら、簡潔にしたほうがいいのかもしいかな。

○委員

一番最後の設問であれば、まだいいのかもしれない。

○委員

しんどくなってここでやめるかもしれない。ウェブでみると何分ぐらいかかるんですか。

○事務局

紙ですると10分くらいです。

○会長

実際のレイアウトで確認して検討いただくことになりますが、制度を記載した紙などを一枚別に入れておけば、必要なことはそれをみて判断していただけるし、スマホで回答をする際も参照していただけるかもしれない。

○委員

制度の説明について、もうすこしかみ砕いた言葉の方がわかりよいと思います。

○委員

アンケートの負担感を考えたときに、問の28番が、最後の方に、かなり絶望的に感じる内容に思います。「神経過敏に感じた」「絶望的だと感じた」と落ち込むような質問になっているので、気分だけを聞いたらもっと前向きな質問を検討できないか。杉並区の調査、回答者の健康状態への設問を参考にされたのか。

○事務局

3月に実施した生活実態調査と同じ項目になっている。

○委員

他の委員がおっしゃったみたいに、何か救済の措置があればいいですが、精神科のアンケートでも必ずこのようなことを聞いたときは、アフターフォローしますので、この部分の設問は少し不安に感じるのですが、また検討していただきたい。

○会長

先日のアンケートとの整合性はあるが、最後に、気持ちの部分をごとまで伺うのかということは検討した方がよいかもしれない。

○委員

設問を抜いてもいいような気がする。聞いたとしてもあまり意味がないのでは。

○委員

聞くのであれば、聞き方については配慮は必要である。

○会長

ありがとうございました。委員の意見で、答える方の立場にたった意見や、回収率も少しでも増やす上で、答えていただく方の負担感に関する意見も加味していただけるといいと思います。聞くだけで終わってしまうのであれば、問28の指摘も考えないといけないと感じます。頂いた意見をもとに事務局で精査いただいて、検討いただけたらと思います。

【新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画の策定について】

○事務局

児童相談所設置方針決定の経過等について

方針・趣旨の説明、設置時期（目標）は令和9年4月開設を目指す

児童相談所を取り巻く情勢、本市における児童虐待の状況と課題、対応の現状と方向性の説明

児童相談所設置に向けての課題と当面の取組

設置に向けての主な課題と課題に対応するための当面の取組の説明

児童福祉行政の基本方針等の策定について

児童福祉行政の基本方針と児童相談所設置計画の策定の必要性と課題の説明

分科会に検討・審議をお願いしたい事項と検討の進め方

「新たな児童福祉行政の基本方針・児童相談所設置計画策定部会」の設置や分科会との関係性、検討する内容と進め方の説明

スケジュール

7月部会スタート

パブリックコメントの募集：令和4年12月～令和5年1月頃

社会福祉審議会への報告：令和5年2月

方針・計画策定：令和5年3月

○会長

ありがとうございます。説明を聞かれて委員の皆様のそれぞれのお立場で質問、確認などなにかございますか。

○委員

東大阪子ども家庭センターと東大阪市で、児童相談所を設置したときの住み分けはどのようになりますか。東大阪市単独でぜひカバーする形で行っていくのかということと、虐待や、一時保護も含めて東大阪市が実際どこまで腹をくくって取り組んでいかれるのか。もっと市の担当から積極的にアプローチするような形を構築して行ってほしい。

○会長

東大阪市で児童相談所が設置されるようになったら東大阪子ども家庭センターと東大阪市の児童相談所の役割分担とか住み分けや、東大阪子ども家庭センターがなくなってしまうかというあたりのことについてはいかがですか。

○事務局

ご質問・ご意見ありがとうございます。

東大阪市で児童相談所を設置、開設しましたら、大阪府の東大阪子ども家庭センターの所管から東大阪市ははずれ、大阪府からその仕事を引き継ぐことになり、八尾と柏原だけが東大阪子ども家庭センターの所管に残ることになる。大阪府から明確な答えはもらっていないが、東大阪市内の児童養護施設につきましても、東大阪市の児童相談所で所管させていただくことになると思う。

○松川委員

基本方針ですが、子どもの基本条例と基本方針というのは、決まった関係性などはありますか。あと、児童相談所の設置計画についてですが、一時保護所について、建築基準は今の段階では大きく変わらないということは聞いておりますが、国が令和5年あたりに運営設置の基準を向上するというようなことを聞いたことがあります。令和4年度中にこれを検討するとなったときに、今後国から出てきたものがどのようになるかわかりませんが、その辺はどのようにお考えですか。

○事務局

ありがとうございます。

子どもの権利条例や子どもの基本条例などと、児童福祉行政の基本方針の関係ですが、まず児童福祉行政の基本方針については独立して作成するということを考えており、本市の子ども行政全体を検討していく中で、広い発想で議論をしていけたらと考えています。次に、一時保護所の件ですが、制度改正の問題で言うと、児童福祉法の改正が国会で審議中であり、その改正の中で一時保護所に関しては、内閣府令の内容に基づいて児童相談所を設置する主体である市などが、基準を定める条例を定めて設置をするというような規定を児童福祉法に盛り込むということになっている。内閣府令がいつどのような内容になるのかについては、国の担当の部門にも働きかけ、早期の情報収集に努めていく。次に一時保護所について、大阪府内で一時保護所の定員数は不足しており、東大阪市としてまず一時保護所をどのような規模、しつらえにしていくのかは慎重にいろんな要素を勉強しながら決めていかなければいけないと思っている。そのために、財源と人材をどうやって確保していくのか、今まで市ではとりあつかっていなかった一時保護という分野にどう取り組んでいくのかは非常に重い課題だと思っている、分科会で意見をききながら、条件の制約があるなかでも、できるだけ現状に応じたものを目指していきたいと思っている。

○委員

昨今、保育園だとか、子ども家庭センターなどを設置しようとする、施設周辺の住民から反対の声が出るというようなことも聞いている。そのあたりの対策を早くたてておかないと、いいことをしよう、いいものを作ろうと思っても、周りが反対してつぶされてしまうことがあり、とても気がかりである。

○会長

地域住民の理解を得るという問題については、東京都内の特別区での児童相談所の設置に際して市民感情が取り上げられたり、保育所では保護者のマナーがどうだというようなことから始まり、いろんな反対意見も出てくる昨今ですが、市政だより等による児童相談所についての市民への広報はどういうスケジュール感で考えていますか。

○事務局

市民の方の理解を、きちんと得ていくためにも、早く、できるだけまめに広報していかないといけないということは大きな課題だと思っている。ただ現時点ではほとんどできておらず、市のウェブサイト簡単に掲載した程度に留まっている。準備が進むごとに、その時点でお知らせできる内容をできるだけオープンにしていくことが、反対のご意見に対応するためにも必要だという認識はしているので、早くウェブサイトや市政だよりには特集のような形で情報発信をしたいと考えている。どのように伝えていくかが難しく、いろいろの立場の方がいらっしゃる中でどのように発信していくのがいいのかということは非常に難しい課題だと思っているので、意見をお伺いしながら進めていきたい。また、可能であればこれから作る児童相談所に、一番大事な機能である困難な状況の人たちへの支援を根幹に据えながら、できるだけ幅広い市民の方に親しんでいただけるような機能というものを付加し、差し支えない部分はできるだけオープンなものとして運営できたらということ、現在担当者で検討している。児童相談所は一部の人たちだけが使うところではなく、市民の方、子育て世代の方を中心に、できれば多世代の方が訪れられるような場所であればと思っている。

○委員

先ほど委員の質問にあった子供の権利条例などとの関係性の話であるが、資料7の目的に書かれているこれまでの東大阪市の子供に関する計画に合わせていくという説明はあったが、権利条例等の観点を大事にしながら基本方針を作らないといけないと改めて思ったのが、基本方針の方は、子供たちの権利を「守り」という言葉になっている。少し文字が違うだけと思われるかもしれないが、大人が子供を守るという、守ろうとする大人と守られる子供というような大人と子供の関係性が対等になっていない言葉だということを感じます。虐待から子供を守ろうという話の中で出てきた言葉なので、決してこれが間違っていると駄目だという意味での発言ではないのですが、他の計画では「尊重し」となっていて、対等な関係の中では「守り」ではなく「尊重」という言葉を使っていくと思います。今後、権利条例などの観点から、子供たちが権利を実現して、子供たちが夢をもって安心して成長できる街づ

くりをしていくとなったときに、子どもが主人公だというような基本方針の中で、やはり虐待からは守らなければならないから児童相談所ができるという、児童相談所の目的や方針の全体を権利条例などの観点と結びつけておかないと、後で矛盾やずれが生じる気がします。先ほどの質問はすごく大事で、後からつなげるのではなく、条例はまだ作れないかもしれないが、基本はそこにあるんだというところで積み上げていく必要があると思う。

○会長

ありがとうございます。

子供と家庭の支援について、児童福祉行政がカバーしていく上で、教育行政や児童福祉行政だけでカバーし得えない部分もたくさんあると思う。そういった子供の問題は、いわゆる行政の縦割りといわれる中でも一番横串が必要な分野であり、なおざりになっている若者支援も含めて分野を跨いでの対策が必要だと思います。それを東大阪市がどう考えるのかというところで、それぞれの立場からのご意見で、法の主体としての子供の位置付けもきちっと踏まえて考えていかなければというようなご意見は非常に貴重なご意見だと思う。事務局も、計画をすすめながら東大阪市の中で積み上げられてきた関連する法律や計画等の整合性を検討いただき、部会の状況は追って専門分科会でも報告させていただいてまたみなさんからご意見いただきたいと思います。そうしましたら、本日の二つの議題について終了させていただきます。

(閉会)